

令和8年度佐賀県子育て支援CSO物価高騰対応事業費補助金

物価高騰の影響を受けるこどものいる生活困窮世帯を支援するため、佐賀県のコミュニティフリッジ及びこども宅食を実施する団体に対して、補助金を交付します。

なお、本事業は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して県が実施する補助事業です。

1 対象施設

県内でコミュニティフリッジ及びこども宅食の活動をしている団体が対象です。

※市町社会福祉協議会が運営する活動、市町が運営する（委託する）こども宅食は交付対象外です。

2 補助金の額

■次の表に応じた支援金を交付します。

区分	支援金の額
コミュニティフリッジ	7千円/登録者数
こども宅食	7千円/配達世帯数

3 受付期間

第1期申請： 令和8年5月1日（金）から令和8年5月22日（金）まで

第2期申請： 令和8年7月1日（水）から令和8年7月24日（金）まで

第3期申請： 令和8年9月1日（火）から令和8年9月25日（金）まで

4 申請方法

持参、郵送またはメールでの受付となります。

※申請書に必要な書類を添えて、佐賀県こども家庭課までご提出ください。

5 留意事項

■支援金の交付には以下の交付条件を満たすことが必要です。

①申請日時点で概ね3か月以上の継続した活動実績があること

②申請日時点で活動が休止中でないこと

③令和9年3月末までの活動計画があること

④各世帯に対して月1回以上の訪問を行うこと（こども宅食のみ）

■こども家庭庁が実施する「ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業」による支援を受ける場合やその他自治体を実施する同趣旨の補助金を受給される場合は、重複しない経費を申請いただく必要があります。

■本事業は補助金事業のため、交付決定後の経費が補助の対象となります。交付決定前の経費については対象外となります。

※詳しくは下記の佐賀県ホームページをご参照ください。

【問い合わせ先・提出先】

担 当 課：佐賀県 こども家庭課 家庭支援担当（旧館3階）

住 所：〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1-59

電 話 番 号：0952-25-7567

E メ ー ル：kodomo-katei@pref.saga.lg.jp



（佐賀県ホームページ）